

【労働者災害補償保険の給付一覧】

療養（補償） 給付	業務災害、通勤災害による負傷、疾病の治療費や薬剤費が支給される（業務災害の場合は、労働者の自己負担はなし。通勤災害の場合は200円の自己負担を支払う）。
休業（補償） 給付	業務災害、通勤災害による負傷、疾病の治療のために休業して賃金が支払われないときは、休業4日目 ^{*1} から給付基礎日額の60%分（これに「休業特別支給金」が加えられるため、実際には80%分）が支給される。
傷病（補償） 年金 ^{*2}	療養開始後1年6カ月が経過しても治らず、一定の傷病の状態にあるときは、休業（補償）給付にかわり、給付基礎日額の245～313日分の年金が支払われる。 ^{*3}
障害（補償） 給付 ^{*2}	負傷や病気が治って一定以上の障害が残った場合、給付基礎日額の131～313日分の年金、あるいは56～503日分の一時金が支給される。
介護（補償） 給付	傷病（補償）年金、または障害（補償）年金の受給権者で、居宅において常時・随時介護を受けている者には、その費用が支給される。
遺族（補償） 給付 ^{*2}	業務災害、通勤災害により死亡した場合には、その遺族に対して給付基礎日額の153日～245日分の年金、あるいは1000日分の一時金が支給される。
葬祭料 （葬祭給付）	業務災害、通勤災害により死亡した場合には「315,000円＋給付基礎日額の30日分」、または「給付基礎日額の60日分」のいずれか高いほうが遺族に支給される。
二次健康 診断等給付	定期健康診断等で脳血管疾患および心臓疾患の発生のおそれが高いとされた者に対して健康診断や保健指導が行われる。

※1. 業務災害による休業の場合、休業1日目から3日目（待期間）までは、労働基準法の定めるところにより、会社が休業補償を支払わなければならない。

※2. 傷病（補償）年金、障害（補償）給付、遺族（補償）給付には、特別年金や特別一時金も支給される。これは、基本的に「賞与」が支払われなくなることにに対する補填で「ボーナス特別支給金」と呼ばれる。

※3. 労働基準法第19条第1項では「業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間は労働者を解雇できない」という解雇制限を定めているが、傷病補償年金を受けている場合は療養開始後3年を経過した日に、または同日後において傷病補償年金を受けることとなった日に、この解雇制限は解除される。